

No	公募種別	質問	回答	備考
1	出口志向型	直接経費では、大型機器の購入は可能でしょうか？	備品は購入できません。	
2	出口志向型	プロジェクト進捗管理について 採択後は「OSTCコーディネーター」と密に連絡を取り合いながら、進捗を報告・確認する形になりますか？	その通りです。	
3	出口志向型	経費処理・監査について 消耗品費・人件費などの必要経費の確認・監査は、年度末（または中間でも実施があるのか？）にOSTCコーディネーターが、（再委託先の）企業・大学それぞれに対して行う形になりますか？	沖縄県及び沖縄科学技術振興センターが3月頃に委託先の大学へ検査を実施します（必要に応じて、中間検査も実施します）。再委託先の企業・大学については、大学で取りまとめをお願いいたします。	
4	出口志向型	間接経費は何％ですか？	直接経費（外注費・印刷製本費・運搬費・その他経費のうち請負契約を除く）の10％以内です。	
5	出口志向型	連携する企業の数やメンバーに変更がある場合、最初に応募した企業としか連携できないのか？	審査会は応募した時点の内容で審査を行う。年度途中の変更があれば、変更申請の認否によります（原則不可）。2か年目に向けて変更がある場合は、次年度に向けた継続審査委員会で審査を行う。	
6	出口志向型	シーズ育成型と同時に応募することは可能か？	可能です。それぞれの要件を満たすことが必要です。	

No	公募種別	質問	回答	備考
1	シーズ育成型（初期段階・若手）	大学のポスドク研究員は、通常非常勤職員という立場ですので、ポスドク研究員は若手枠への応募資格は無いという理解でお間違いないでしょうか。	「初期段階・若手」枠における「常勤」とは、委託期間中に他の常勤的な職に従事していないことを指します。そのため、肩書が非常勤職員であっても、勤務形態がフルタイム相当である等、他の常勤的な職に従事していない場合は、応募が可能です。	
2	シーズ育成型（初期段階・若手）	プロジェクトリーダーの要件について、 応募要件に常勤の研究者とありますが、ポスドク研究員、客員研究員などの非常勤講師でも申請は可能でしょうか。		
3	シーズ育成型（共通）	コーディネータはつきますか？	つきます。	
4	シーズ育成型（共通）	申請書 ※Ⅰ及びⅡについて、4枚（A4片面）を上限にまとめてください。とは、1と2がそれぞれ4枚ということでしょうか。	1と2を合わせて上限4枚とさせていただきます。	

5	シーズ育成型（共通）	ものづくり技術で応募予定です。5-6万円程度のスマートウォッチは備品扱いですか。消耗品ですか。	本事業でのみ使用することを確認できることが前提となりますが、10万円未満であれば消耗品として購入可能です。 【事務処理規定】 消耗品は取得価格が10万円未満のもの、並びに使用可能期間が契約期間内のものを対象とします。ただし、取得価格が10万円以上であっても、試薬類やガラス器具類等は対象とし、それ以外のものについては契約手続き段階で沖縄県に相談すること。	
6	シーズ育成型（共通）	単価が10万円を超える試薬キットなどを購入することは可能でしょうか？	消耗品は取得価格が10万円未満のもの、並びに使用可能期間が契約期間内のものを対象とします。ただし、取得価格が10万円以上であっても、試薬類やガラス器具類等は対象とし、それ以外のものについては契約手続き段階で沖縄県に相談すること。	
7	シーズ育成型（共通）	10万円以内の中古品の購入は可能か？	中古品の購入は原則として認めておりません。ただし、特別な事情がある場合には、理由書を添えて事前にご相談ください。	
8	シーズ育成型（共通）	同一大学で複数研究室がチームを組んで応募する場合、「Ⅲ.実施体制」は複数行に分ける必要がありますか？ また、その場合は「委託研究開発費の機関毎の内訳」の表は一つで良いのでしょうか？	同一大学の場合、複数行にわけする必要はありません。「委託研究開発費の機関毎の内訳」の表は一つで構いません。	
9	シーズ育成型（共通）	スマートウォッチを複数台購入する場合は10万円を超えますがそれも可能でしょうか	単価（消費税込み）が10万円以内であれば、問題ありません。購入品が消耗品の対象となるかは、以下の事務処理規定によります。 【事務処理規定】 消耗品は取得価格が10万円未満のもの、並びに使用可能期間が契約期間内のものを対象とします。ただし、取得価格が10万円以上であっても、試薬類やガラス器具類等は対象とし、それ以外のものについては契約手続き段階で沖縄県に相談すること。	

10	シーズ育成型（共通）	対象分野に「環境」とあるのですが、「自然環境」や「社会環境」などありますがどちらでもよいですか？また、環境に防災はふくまれますか？	対象となります。	
11	シーズ育成型（共通）	申請書をUSBメモリ保存して、提出でしたか？	電子データはUSB、CD-Rでご提出ください。	
12	シーズ育成型（共通）	応募要領の2ページ目「（4）実施方法」の①で「企業責任者等と連携して」とありますが、大学単独で応募する場合はこちらでも不要ですか？	大学単独の場合は不要です。	
13	シーズ育成型（共通）	学会以外でも旅費は使用可能か？	本委託業務に必要な旅費は対象です。	
14	シーズ育成型（共通）	他の公的資金との併用は可能か？	内容及び経費の重複は認められません。	

No	公募種別	質問	回答	備考
1	更なる支援分野	機器のリース代などはみとめられるのでしょうか？	認められます。	
2	更なる支援分野	JVの代表者はPLがいる大学でもよいのでしょうか。	問題ありません。	
3	更なる支援分野	「事業化促進」事業との重複での応募は可能でしょうか？	重複する応募は可能です。それぞれ要件が異なるので要件を満たしていれば良い。	
4	更なる支援分野	大学等研究機関ではJV協定書への決裁-押印に時間を要すると考えられます、押印が間に合わなくとも、内諾が得られていれば応募資料として受け取られるのでしょうか。	内諾が得られていれば、採択後、押印済の資料を提出しても良い。ただし、沖縄県との委託契約時点では押印済みの原本が必要です。	
5	更なる支援分野	Wordの資料の中核となる研究機関は代表法人とのことでしたが、共同研究機関というのは共同企業体構成員という認識でよろしいでしょうか。	その認識で良いです。	
6	更なる支援分野	複数の企業でJVを構成する場合、JV協定書は複数の企業を含めて共通の様式1通作成するのでしょうか。あるいは企業ごとに押印したものそれぞれを作成するのよいでしょうか。	それぞれの構成員が押印した共通の協定書1通が必要です。	
7	更なる支援分野	応募資料等は、英語版は無いのか。	日本語しかございません。提案様式についても日本語で記載し、日本円にての積算の提出をお願いします。	
8	更なる支援分野	協定書は、海外の企業が入った場合は、英語でも良いのか。	構成員間の契約は、英語でも良いが、県提出用の協定書は、別途、日本語で作成し押印した協定書を県に提出ください。	
9	更なる支援分野	法人格を持たないグループ等もJVに参加できるか。	JVの代表者および構成員は、いずれも法人格を有する必要があります。	

10	更なる支援分野	外国の機関が構成員となることはできるか。	外国の機関がJVの構成員となることはできません。	
11	更なる支援分野	資金を受ける口座を持っていれば良いのか。	(ひな形を参考に) 全構成員で共同企業体協定書を締結してください。なお、委託費は原則、JVの代表者の口座に振り込みます。	
12	更なる支援分野	代表メンバー例えば琉球大学であれば、問題ないのか。	琉球大学がJVの代表者になることは可能です。なお、JV代表者はJVを代表して契約および委託金の請求等を行うこととなるため、構成員の経費執行状況を取りまとめる役割を担います。また、年2回実施される検査(中間検査および確定検査)の際には、全構成員分の証憑をご準備のうえ、県内にて実地検査を受けていただくことを想定しております。	
13	更なる支援分野	JVは、どういうものでならないのか。	(ひな形を参考に) 全構成員で共同企業体協定書を締結してください。なお、JV代表者はJVを代表して契約および委託金の請求等を行うこととなるため、構成員の経費執行状況を取りまとめる役割を担います。また、年2回実施される検査(中間検査および確定検査)の際には、全構成員分の証憑をご準備のうえ、県内にて実地検査を受けていただくことを想定しております。	
14	更なる支援分野	委託費の入金のタイミングは。	原則、3月頃に実施する確定検査を実施し、3月末～4月(検査の状況によってはそれ以降となる場合もあります)を予定します。 希望に応じて、中間検査を実施したのちに支出済みの経費を確認した上で概算払いが可能です。中間検査は、秋頃を想定しているが、調整次第で、前倒しでの検査及び支払いも検討します。	
15	更なる支援分野	概算払いは、更なる支援分野のみでなく、今回の委託すべてで同じか。	すべての委託事業に共通です。	
16	更なる支援分野	JVの中核は、県内大学だが、それ以外は県外研究機関・県外企業でもよいか?	問題ない。例: 県内大学+ 県外研究機関+ 県外企業	
17	更なる支援分野	JVの構成は、大学のみでよいか?(企業は入っていないとよいのか)	問題ない。例: 県内大学+ 県外大学、県内大学+ (県内外の) 研究機関	

18	更なる支援分野	PLの要件はあるか？	中核的な役割を果たす 県内の大学や県内の研究機関、県内の企業等に常勤の研究者として所属していればよい。	
19	更なる支援分野	JVの代表者の要件はあるか？	JVの中に県内大学を含み、プロジェクトリーダーが「PLの要件」を満たしていれば、JVの代表者は（県内外の）大学、研究機関、企業のいずれでも構わない。	
20	更なる支援分野	JVの代表者にプロジェクトリーダーがいる必要があるか？	JVの代表者でなくても、共同体構成員にいればよい。	
21	更なる支援分野	事業に必要な経費の概算額を、「別紙 委託費積算基準」に従って記載してください。 とありますが、「別紙 委託費積算基準」を送付いただくことは可能でしょうか？	申し訳ございません。「別紙 委託費積算基準」については記載ミスです。応募時点では様式の例示を参考にご記入ください。採択決定後に、「委託業務経理処理手引き」を配布し、詳細の実施計画書を作成いただく予定です。	
22	更なる支援分野	再委託費については、どのような制約がありますでしょうか？	原則として、再委託費は、契約金額の50%以内です。50%を超える場合は、あらかじめ沖縄県に理由書を提出し、承認を得る必要があります。	